

伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ガイドブック

目次

1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは
2. 宣誓のできる方
3. 宣誓から証明書等の交付までの流れ
4. 宣誓に必要なもの
5. その他の手続
6. 証明書等の無効
7. 相談窓口
8. よくある質問

はじめに

伊達市では、伊達市男女共同参画推進条例及び第3次伊達市男女共同参画プランに基づき、すべての市民が性別(身体的性・性自認・性的指向・性表現)にかかわらず、様々な生き方を認め合い、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きられることができる、「一人ひとり自分の色で輝ける社会※」の実現をめざしています。

しかしながら、現状は、性的マイノリティの方は日常生活において多様な困難に直面しています。性的マイノリティのカップルは、異性のカップルと同等の権利や選択肢が与えられておらず、差別、偏見はあらゆる場面で発生しています。

本市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入することで、多様な生き方を尊重しながら、性的マイノリティに関する周知啓発活動に努め、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、だれもが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを推進していきます。

※2022 年、市内中学生を対象として「第 3 次伊達市男女共同参画プラン」のキャッチフレーズを募集し、中島詩桜さんの作品が選ばれました。「個性を目に見える色に例え、その色を否定したり、上書きしたりする人がいなくなしてほしい」という思いが込められています。

(案)

1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、双方または一方が性的マイノリティなどのお二人が、性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束して、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。また、お二人にお子さまや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓することで市営住宅の入居資格において家族として扱われたり、住民票の記載を、同居人から縁故者に変更したりすることができます。その他の行政サービスは別紙を参照ください。

2. 宣誓のできる方

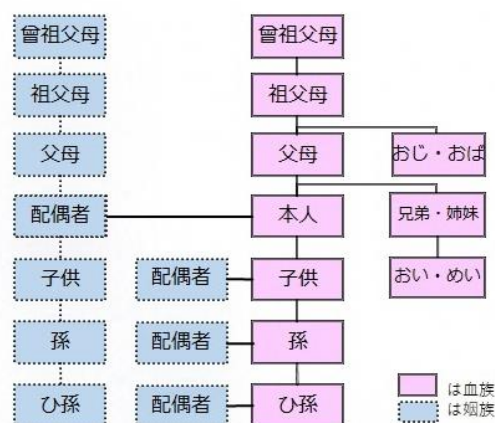
宣誓をされる方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

●パートナーシップの宣誓をするとき

- (1) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって継続して生計を共に生活をしている又は生活し合うことを約束した、その一方又は双方が性的マイノリティである2人であること。(事実婚を除く。)
- (2) 成年(満18歳以上)に達していること。
- (3) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - 双方が市内に住所を有すること。
 - 一方が市内に住所を有し、かつほかの一方が2週間以内に市内への転入を予定していること。
 - 双方が2週間以内に市内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者(事実上の婚姻関係含む。)がいないこと。
- (5) 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係がないこと。
- (6) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。

(民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係でないこと)

※主な3親等内の親族



(案)

●ファミリーシップにあることを併せて宣誓するとき

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 伊達市内に住所を有すること。
- (2) パートナーシップにある二人以外の者とファミリーシップの関係にないこと。
- (3) パートナーシップにある二人の子や親などで、満 15 歳以上の場合は本人の同意が得られていること。
- (4) ファミリーシップにあることを宣誓する子が満15歳未満の場合、パートナーシップにある二人の一方又は双方と生計が同一であること。

3. 宣誓から証明書等の交付までの流れ

(1) 宣誓のできる方の要件の確認と、必要な書類の準備

要件をご確認の上、必要な書類を準備してください。(2～4 ページ参照)

(2) 宣誓書の提出

必要書類(4 ページ参照)を、協働まちづくり課へご持参ください。

郵送での提出も可能です。

※郵送でご提出された場合のご注意

本人確認は、届出人に届け出を受理したことを郵送によりお知らせします。

郵送の場合は手続きに時間を要する場合があります。郵送物が到着し届け出を受付した日が宣誓日となりますので宣誓日を希望される場合は、事前に電話または専用フォームでご相談ください。

※代理人による手続きはできません。

※ご持参される場合は、個室での対応が可能です。個室を希望される場合は事前に以下まで電話または専用フォームでご連絡のうえ、ご来庁ください。

【提出先・相談先】

伊達市役所 未来政策部協働まちづくり課 協働推進係

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地 東棟 3 階

電話:024-575-1177

専用フォーム(QR コードよりご連絡ください。)

(平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 閉庁日を除きます。)

専用フォーム

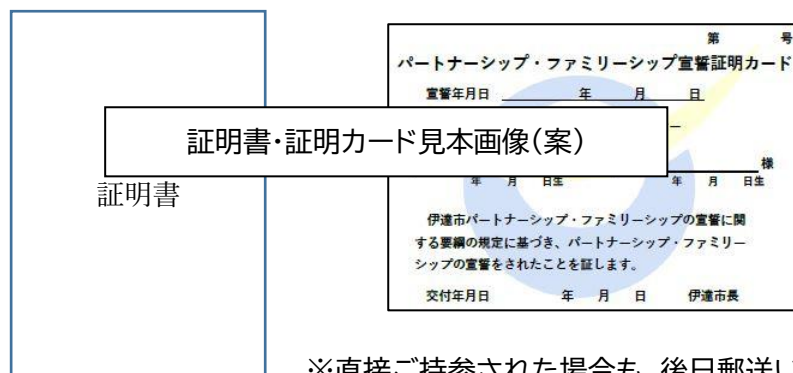
QR コード

(案)

(3) 宣誓証明書等の交付

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書が受理された場合、以下の 3 つの書類を交付し、郵送します。

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第 1 号)の写し



※直接ご持参された場合も、後日郵送いたします。

4. 宣誓に必要なもの

【宣誓に必要な書類】

- ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第 1 号)
- ☐ 住民票の写し

※伊達市外在住の方のみ別途、以下の書類の提出が必要です。

転出証明書または賃貸契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類

(転入後、1 か月以内に住民票の写しを提出いただきます。)

- ☐ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ☐ 本人確認書類(有効期限内のものに限る。)

運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等、本人の顔写真が表示されたもの

- ☐ その他市長が必要と認める書類
(ファミリーシップも宣誓する方のみ)

- ☐ 同意書(様式第 2 号)

※満 15 歳未満の子については、同意書は不要です。

- ☐ 満 15 歳未満の子については、生計同一であることがわかる書類
例)保険証など

(通称名※を使用する方のみ)

- ☐ 日常的に通称名を使用していることがわかるもの 2 点以上
例)郵便物、公共料金請求書、勤務先が発行した社員証など

※通称名とは、戸籍に記載された氏名以外の呼称で広く使用しているもの

5. その他の手続

■ 再交付

証明書・証明カードの紛失、汚してしまった場合などは、再交付の申請をすることができます。郵送又は持参により以下の必要書類を提出してください。

- ☐ 再交付申請書(様式第 5 号)
- ☐ 本人確認書類(有効期限内のものに限る)
運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等、本人の顔写真が表示されたもの

■ 記載事項等に変更があった場合

記載事項等に変更があった場合は、郵送又は持参により以下の必要書類を提出してください。

- ☐ 記載事項変更届出書(様式第 6 号)
- ☐ 本人確認書類(有効期限内のものに限る。)
運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等、本人の顔写真が表示されたもの
- ☐ 変更を証する書類
住所、氏名等の届出の事項に変更があったときは住民票など
一方が死亡したときは、住民票の除票など

※証明書・証明カードの記載事項に変更があった場合は、裏面に変更内容を記載し、再発行します。

■ 返還する場合

次の場合は、返還の手続きが必要です。郵送又は持参により以下の必要書類を提出してください。

- ① パートナーシップの関係を解消したとき。
- ② 一方又は双方が市外へ転出したとき。(一時的な場合等を除く。)
- ③ 一方の死亡後に新たなパートナーシップを宣誓するとき。
- ④ 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取り下げを希望するとき。
- ⑤ そのほか宣誓の要件を満たさなくなったとき。

(案)

【返還に必要な書類】

- ❑ 証明書等返還届出書(様式第 7 号)
- ❑ 本人確認書類(有効期限内のものに限る)
運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等、本人の顔写真が表示されたもの
- ❑ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

※お一人での手続きも可能ですが、その場合もう一方へ証明書等の返還があったことを通知します。

6. 証明書等の無効

次の場合、証明書等は無効になります。

- ① 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- ② 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき。
- ③ 一方または双方が転入予定として宣誓した後、1 か月を経過しても転入を証明する書類を提出しないとき。
- ④ 証明書等の不正使用(複製、改ざん等を含む)や濫用、もしくは公序良俗に反する使用が発覚したとき。

※無効となった場合、証明書、証明カードを返還してください。

※無効とした証明書等の交付番号を市のホームページ等で公表します。

7. 相談窓口

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する相談やその他の相談について、以下までお気軽にご相談ください。専用フォームも設けております。

【相談窓口】

伊達市役所 未来政策部協働まちづくり課 協働推進係

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地 東棟 3 階

電話:024-575-1177

専用フォーム(QR コードよりご連絡ください。)

(平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 閉庁日を除きます。)

専用フォーム
QR コード

8. よくある質問

Q パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は婚姻制度とはどう違うのですか。

A 婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除など様々な権利・義務が生じます。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の規定に基づくもので法的な効果は発生しません。
戸籍等の記載はわかりませんが、パートナーシップの関係にあるお二人の住民票が同一の場合は、「同居人」を「縁故者」に変更することができます。

Q 対象は同姓パートナーだけですか。

A 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。ただし、男女カップルの事実婚は対象となりません。

Q パートナーシップとはどのようなことですか。

A 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって継続して生計を共に生活をしている又は生活し合うことを約束した、その一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいいます。

Q ファミリーシップとはどのようなことですか。

A パートナーシップの関係にあるお二人、またはどちらかのお子様、親などとともに家族として暮らしていくことを約束した関係をいいます。
満 15 歳未満のお子様は、パートナーの少なくとも一方と、生計同一であることが必要です。

Q 子や親も対象とするのはなぜですか。(ファミリーシップにあることを併せて宣誓できるのはなぜですか。)

A 婚姻のできない 2 人が、その関係性を説明しがたい場面で、説明をスムーズに行うことができるように、希望に応じ証明カード等に子や親の氏名も記載し、ファミリーシップの関係であることを証明するためです。
たとえば、一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、市営住宅の入居手続きなどをパートナーが行うことが考えられます。

Q 子や親の承諾はどのようにとるのですか。

A 家族で十分相談していただいたうえで、満 15 歳以上の方については、自署の同意書をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。(満 15 歳未満の方は 15 歳に達した以降に申し立てができます。)

(案)

Q 同居していないと届け出はできませんか。

A 届け出するとき、少なくとも一方または双方が、市内在住または 2 週間以内に転入予定であれば、かならずしも同居している必要はありません。

Q 外国籍の人も利用できますか。

A 外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合は、宣誓に必要な書類として、大使館などが発行する配偶者がいないことが確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)に、日本語訳を添付してご提出ください。

Q 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。

Q なりすましなどの悪用をされませんか。

A 住民票や戸籍抄本、顔写真入りの本人確認書類等の提出を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。また、郵送での届け出の場合、届出人に届出を受理したことを郵送によりお知らせします。万が一、悪用等が判明した場合は、証明書等を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公表します。

Q どんなサービスが受けられますか。

A 伊達市内で受けることができるサービスは別紙をご参照ください。

Q 証明書や証明カードに有効期限はありますか。

A 有効期限はありません。記載事項に変更が生じた場合や、返還する場合等はそれぞれ届出が必要です。詳細は 5 ページ「5.その他の手続き」をご参照ください。

Q 通称名は使用できますか。

A 使用できます。使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類(郵便物、社員証など)のご提出が必要です。なお、証明書や証明カードの裏面には戸籍名を記載します。

Q 郵送での手続きはできますか。

A 郵送での手続きが可能です。

ただし、郵送の場合は手続きに時間を要する場合があります。また、郵送物が市役所に到着し、宣誓書を収受した日が宣誓日となりますので、宣誓日を希望される場合はまず事前に電話または専用フォームでご相談ください。

(案)

連絡先は、3 ページをご参照ください。

Q 代理人による手続きはできますか。

A 代理人による手続きはできません。

Q 宣誓に費用はかかりますか。

A パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書および証明カードの発行は、費用がかかりません。

Q パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 公正証書により遺言を作成する方法や、任意後見契約等を結ぶ方法があります。
(福島市の公証人合同役場のご案内)

福島公証人合同役場

〒960-8043 福島市中町 5-18 福島県林業会館 1 階

電話:024-521-2557

Q 宣誓制度の届け出について相談窓口はありますか。

A 宣誓制度の届け出をお考えの方、その他のご相談は、お電話または相談用の専用フォームを設けております。お気軽にご連絡ください。
連絡先は、6 ページをご参照ください。